

令和2年4月9日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための出勤者数抑制について

本年4月7日に政府から緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、本連合会においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面5月6日までの間、出勤者数を抑制しつつ業務を継続します。

このため、各種お問い合わせ等の対応につきましては、通常よりも時間を要する場合がございます。

皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

【年金相談サービスについて】

当面、本連合会における年金相談サービスは以下のとおりといたします。

(1) 相談受付時間について

月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 相談方法について

感染予防のため、来庁での年金相談については一時休止させていただきます。

つきましては、ご不便をおかけしますが、お電話によりお問い合わせいただきますようお願い申し上げます（年金相談ダイヤル：03-5210-4608）。

なお、お電話については、つながりにくくなることも予想されますので、何卒ご了承ください。

また、お手紙や年金相談用お問い合わせフォームによるご相談も承っておりますが、回答に通常よりお時間をいただく場合がありますので、あわせてご了承ください。